

会津大学教員の任期に関する規程

	(平成18年 4月 1日規程第53号)
改正	平成18年 7月10日規程第85号
改正	平成26年12月 1日規程第13号
改正	平成27年 4月 1日規程第18号
改正	平成27年 7月 1日規程第30号
改正	平成29年 2月22日規程第27号
改正	平成29年 4月 1日規程第 4号
改正	2023年 7月 1日規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号以下「法」という。）第5条第1項及び公立大学法人会津大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条の規定に基づき、会津大学の教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めて任用する教員の職等)

第2条 法第4条第1項第1号又は第3号の規定に基づき、任期を定めて任用する教員の教育研究組織、職及び任期は、別表のとおりとする。

(任用の同意)

第3条 理事長は、前条の任用に際しては、当該任用される者の同意を同意書（別紙様式）により得なければならない。

(公表)

第4条 この規程を定め、又は改正したときは、遅滞なく、会津大学ホームページ等により広く周知を図るものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、部局長会議の議を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。

別表

教育研究組織	職名	任期	再任		根拠
			可否	任期	
産学イノベーションセンター	教授、准教授又は講師 (産学イノベーションセンター専任に限る)	3年を超えない範囲内	可	再任の都度3年以内 (ただし10年を限度とする)	法第4条第1項第1号
復興創生支援センター	教授、准教授又は講師 (復興創生支援センター専任に限る)	3年を超えない範囲内	可	再任の都度3年以内 (ただし10年を限度とする)	法第4条第1項第1号
グローバル推進本部	教授、准教授または講師 (グローバル推進本部専任かつ理事長が任期を付すことが適切と認める業務に従事する者に限る)	3年を超えない範囲内	可	再任の都度3年以内 (ただし10年を限度とする)	法第4条第1項第1号

別紙様式

同意書

年 月 日

公立大学法人会津大学理事長 様

_____印

私は、会津大学教員の任期に関する規程に基づき、下記のとおり
の任期により、
会津大学 教員として任用されることに同意します。

記

任期 年 月 日から 年 月 日まで